

改正概要説明書

国名： エストニア

法令名： 商標規則

改正情報： 2007年7月5日規則 No. RTL 2007, 58, 1045 により改正
2007年7月16日施行

改正概要：

1. エストニア商標規則の構成変更と新規規則の追加について：

旧エストニア商標規則(1998年4月25日施行)の内容が、第1章(商標登録の出願に係る方式及び実質要件、特許庁への提出対象となるその他の書類及びかかる書類の提出手続)の第1部(一般的要件)、第2部(委任状の提出に係る方式及び実質要件及び手続並びに国の手数料の納付を証明するデータ)、第3部(商標登録の出願に係る方式及び実質要件、及びかかる書類の提出手続)に再編された。

また、第1章第4部 特許庁への提出対象となるその他の書類に係る方式及び実質要件(規則27乃至44)の規則が追加された。

更に、下記の通り、第2章以降の規則が追加された。

第2章 「エストニア商標公報」の構成及び公開手続(規則45乃至70)

第3章 登録証に係る方式要件及び様式記入手続(規則71乃至80)

第4章 登録簿の参照手続及び登録簿のデータの公表(規則81乃至87)

第5章 商標の国際登録出願の特許庁への提出手続(規則88乃至113)

第6章 欧州共同体商標の出願を特許庁に提出する手続(規則114及び115)

第7章 共同体商標出願又は共同体商標の国内出願への出願変更を求める出願処理における特許庁の行為(規則116乃至119)

第8章 実行規定(規則120及び121)

2. 上記以外の主な改正点について：

エストニア特許庁のウェブサイト(www.epa.ee)を通じたオンライン出願が可能になったことによる規則の改正が行われた(規則13)。

団体標章、保証標章、立体標章に係る商標登録出願についての方式要件、手続要件の改正が行われた(規則14, 15, 20, 24, 25)。

エストニア語でない外国語の単語又は単語の一部が使用されている場合は、エストニア語への翻訳だけでなく、必要に応じて音訳を含めなければならない旨規定された(規則15(2), 20(5))。

標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定への加盟に伴い、ニース協定に規定する国際分類に従って、指定商品等の類を指定することになったため、関係規則が改正された(規則15, 規則21)。

(1) 改正内容：

・規則 1 用語の定義

新設規則である。1998年11月18日に標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書加盟、2003年1月7日に商標法条約施行に伴い、用語の定義を新規追加した。

・規則 2 書類提出に係る一般的要件

新設規則である。

(1)において、旧規則1では原本2通としていたが、新規則では「特許庁が公式に認証した書類の原本又はその写し」と変更した。

(2)において、旧規則8でファックスによる提出も認められるが、1月以内に原本も提出することが義務とされていたが、新規則では他の情報源から書類の正確性を点検することができる場合は、書類のファックスの提出を認容すると変更し、新規則13(3)で原本の提出期限を規定した。

(3)では、特許庁への提出方法を明確化された。

・規則 3 書類の部数

旧規則1.2では、願書は原本2通、その他の書類を1部を提出するとしていたが、新規則では区別なく1部の特許庁に提出すると変更した。また、旧規則では、「デザインにより表現される商標、組合せの商標及び立体的な商標の場合は、登録出願において提出される表示に加えて、寸法が80×80mmの10カットの表示」としていたが、新規則ではデザインにより表現される商標、組合せの商標及び立体的な商標の場合の規定はなく「彩色された商標の場合は、80×80mmの寸法の彩色された商標の複製5部」を出願に付属すると変更した。なお、デザインにより表現される商標、組合せの商標及び立体的な商標については、新規則19(3)及び新規則20(3)に規定がある。

・規則 4 書類に係る言語及び翻訳要件

旧規則1.3では、「登録出願に外国語による書類が含まれる場合は、エストニア語への翻訳文を添付しなければならない」としていたが、新規則では「書類を外国語で提出する場合は、特許庁の請求があれば、かかる請求日後2月以内にエストニア語への翻訳文を提出しなければならない」と変更した。また、新規則15(2)では、「商標登録出願は、商標の説明、外国語の単語で構成される商標の部分の翻訳及び音訳、保護の対象とならない商標の構成要素の一覧、及び国の手数料の納付に関するデータを含めることができる」とした。

・規則 5 翻訳に係る一般的要件

旧規則1.3.4では、「翻訳文が真正の登録出願書類であるとみなす」としていたが、新規則5で「翻訳文は、書類の原本と対応しなければならない」とし、さらに新規則6(1)で「反証がない限り、翻訳文は正確であると推定される」とした。

・規則 6 翻訳の正確性及びその訂正

(2)は、新設規則であり、翻訳文の明らかな文言及びスペルミスを訂正する要件を明確化された。

・規則 7 文章による書類の記入に係る一般的要件

旧規則7.1の「丈夫で軽い用紙」を、「白色で厚みがあり丈夫で柔軟な無光沢用紙」に変更した。

また、旧規則7.3で規定した「タイプ打ち」の他に「印刷又は別の技術方法」を新規追加した。

(8)は、新設規則である。

・規則 8 委任状

旧規則 4 に対応する。

(2)において、委任状発行の要件を明確化された。

旧規則 4.3 の「委任の範囲」として(3) 4)において「共通の代表者の場合は、委任の制限が要求されない範囲とする」の要件を追加した。

旧規則 4.4 に対して、(4)において、「代理される者が法人の場合は、署名した法人代表者の肩書を追記しなければならない」が追加された。

旧規則 4.5 及び 4.8 に対応する新規則はない。

・規則 9 商標に係る行為の履行のために発行された委任状における不一致

(1)から(4)、(6)、(8)は新設規則である。

(5)は、旧規則 4.6 に対応する。

(7)は、旧規則 4.9 に対応する。

・規則 10 委任状の提出

旧規則 10 に対応する。

旧規則 10.3 に対し、(3)において、委任状の提出要件として「出願の提出日後 2 月以内」が追加された。

旧規則 10.4 から 10.7 に対応する新規則はなく、新たに(4)、(5)が追加された。

・規則 11 国の手数料の納付に関する情報

旧規則 2.10、旧規則 3 及び旧規則 9 で規定した国の手数料納付に関する規則が、新規則 11 及び新規則 12 で規定された。

旧規則 2.10 に対応する規則はない。新規則 11 は新設規則である。

・規則 12 国の手数料の納付に関する情報の提出

旧規則 3 及び旧規則 9 で規定した国の手数料納付に関する規則が、新規則 11 及び新規則 12 で規定された。

旧規則 3.1、3.2 及び 9.1 は、新規則 14(1) 5)に対応する。

旧規則 3.3 及び 3.4 は、新規則 12(2)に対応する。

旧規則 3.5 に対応する規則はない。

旧規則 3.6 は、新規則 12(3)に対応する。

・規則 13 商標登録出願の提出

旧規則 8.6 で認めていなかったファックス以外の電子的手段による出願が、(1)において、ウェブサイト経由の電子的様式での出願が認められることとなった。

旧規則 8.5 でファックスによる出願の場合に要求されていた原本の提出期限の要件が、(3)で変更された。

・規則 14 商標登録の出願書類

旧規則 1 及び旧規則 2 の商標登録出願に関する規定が、新規則 14 及び新規則 15 で規定された。出願書類に関し、新規則で新たに明確化された事項は、条約優先権を証明する書類、団体の構成員の一覧、保証標章の規約である。

・規則 15 商標登録を求める願書において提出すべきデータ

旧規則 1 及び旧規則 2 の商標登録出願に関する規定が、新規則 14 及び新規則 15 で規定された。

(1)において、出願人に関する情報の細部を明確化された。また、旧規則 2.1.2 で規定した「商品及びサービスの一覧並びにクラス番号」を「ニース分類に従って分類した商品及びサービスの一覧で類番号を付したものと」明確化された。さらに、彩色された商標及び立体標章、保証標章についても願書記載要件を明確化された。

(2)は新設規則である。

旧規則 2.4 及び 2.9 に対応する新規則はない。

・規則 16 出願人に関する情報

旧規則 2.2 に対応する。

・規則 17 出願人のその他の連絡先詳細

旧規則 2.2 に対応する。

出願人の連絡先の詳細について明確化された。

・規則 18 出願人の代理人に関する情報

旧規則 2.3 に対応するが、旧規則 2.3.1 に対応する新規則はなく、さらに旧規則 2.3.2 の特許代理人の「登録番号を含めることが望ましい」の任意規定が、新規則では、特許代理人の「登録番号で構成されるものとする」と強制規定に変更された。

・規則 19 商標の表示

旧規則 2.5 に対応するが、(5)で商標の有効サンプルについての規定を追加した。

・規則 20 商標の説明

旧規則 2.6 に対応するが、(1)は旧規則 2.1.3 に対応する。

(2)の保証標章の規定は新設規則である。

(5)において、音訳について規定を追加した。

(6)において、旧規則 2.6.8 の「かかる構成部分及び部分は、説明において記載するものとする」を「係る要素及び部分は、商標登録出願において一覧にしなければならない」と変更した。

・規則 21 類番号を付してニース分類に従って分類した商品及びサービスの一覧

エストニアは、1996年5月27日に標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定を施行しており、旧規則施行時点(1998年4月25日)で既にニース分類を採用しており、当該規則(1)及び(2)で、これを明確化された。

旧規則 2.7.5 に代わり、(4)が追加規則である。

・規則 22 優先権の主張

旧規則 2.8 に対応するが、旧規則 2.8.4、2.8.5 及び 2.8.7 に対応する新規則はない。

(3)は新設規則である。

・規則 23 署名

旧規則 2.12 に対応する。

2.12.2 に対応する(2)において、署名記載要件を明確化された。

・規則 24 団体標章規約及びその提出

旧規則 5 に対応するが、5.1 は新規則 14(1) 6 で規定されている。

(4)は新設規則である。(5)では旧規則 5.4 をより明確化された。

・規則 25 保証標章規約及びその提出

新規に保証標章について規定した。

・規則 26 優先権の主張を証明する書類及びその提出

旧規則 6 及び旧規則 11 が，新規則 26 に対応する。

(3)において，優先権証明書の記載要件を明確化された。

(4)で規定する博覧会優先権証明書に関し，博覧会の要件を定義する法令が商標法第 10 条

(3)から商標法第 29 条(4)に変更された。

旧規則 11.5 及び 11.6 に対応する新規則はない。

(5)は新設規則である。

・規則 27 - 規則 121

新規に追加された規則である。